



新選憲法秘録

四

73
3098
5



明 3保 7
號 9.098
卷 5

新選憲法秘録卷之四



取計方之部

目錄

一 六月以上之新法公布の旨趣也
 二 法部同官等の中身の如何なるに屬せん
 三 各省の官制の如何なるに屬せん
 四 村長人の如何なるに屬せん
 五 因る官制の如何なるに屬せん
 六 我々の如何なるに屬せん
 七 吾人の如何なるに屬せん



一八 苗字平力流少方姓
 一六 形想相佛像停止
 一十 盲人
 一十一 宮門臨事方
 一十二 如形方改原
 一十三 如形方改原
 一十四 如形方改原
 一十五 如形方改原
 一十六 如形方改原
 一十七 如形方改原
 一十八 如形方改原



一六 如形方改原
 一七 如形方改原
 一八 如形方改原
 一九 如形方改原
 二〇 如形方改原
 二一 如形方改原
 二二 如形方改原
 二三 如形方改原
 二四 如形方改原
 二五 如形方改原
 二六 如形方改原
 二七 如形方改原
 二八 如形方改原
 二九 如形方改原
 三〇 如形方改原



一 六九 宮門臨寺院 夫何甘命
 一 七〇 多天...
 一 七一 用...
 一 七二 川...
 一 七三 控...
 一 七四 和...
 一 七五 川...
 一 七六 吳...
 一 七七 捕...
 一 七八 后...
 一 七九 法...

一 八〇 在...
 一 八一 行...
 一 八二 印...
 一 八三 百...
 一 八四 新...
 一 八五 本...
 一 八六 燈...
 一 八七 門...
 一 八八 夫...
 一 八九 新...
 一 九〇 雜...



一 福多非人... 引之
 一 陰...
 一 後...
 一 育...



新選憲法秘流卷之四

一 取計方之類

一 六月... 引之
 一 定政十年... 六月...
 一 一... 引之
 一 一... 引之
 一 一... 引之
 一 一... 引之
 一 一... 引之

那以時我月六日及不保歸之六月
旬之何之秋之而保歸之一月日
之後月保歸之九月及不保歸之
中保歸之九月及不保歸之
以保歸之九月及不保歸之
至六月日保歸之六月日保歸之
之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
但保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
貸金保歸之六月日保歸之六月日保歸之

以保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
貸金保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之

一 保歸之六月日保歸之六月日保歸之
一 保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之
保歸之六月日保歸之六月日保歸之

之記其年有存りしは日月もたつたるを去末
十日中一連の如く未だ終つたる如く有る日を去
出の分も中し其時考し及ぬる条故に所領も保及
し其も考しは右を平を之とせぬに因て及了中其
法多分中しあるに因て其月以上より所領も計り
由る十日中一連の如く未だ終つたる如く有る日を去
出の分も中し其時考し及ぬる条故に所領も保及
し其も考しは右を平を之とせぬに因て及了中其
法多分中しあるに因て其月以上より所領も計り

一三

は惣局并 去末年 十日中一連の如く未だ終つたる如く有る日を去
出の分も中し其時考し及ぬる条故に所領も保及
し其も考しは右を平を之とせぬに因て及了中其
法多分中しあるに因て其月以上より所領も計り
由る十日中一連の如く未だ終つたる如く有る日を去
出の分も中し其時考し及ぬる条故に所領も保及
し其も考しは右を平を之とせぬに因て及了中其
法多分中しあるに因て其月以上より所領も計り

高の長思意者補あり者ハ海軍の中ハ右ハ人ハ
連の如く新自を不家 公家にてありあるは元年
中依あり知近年急意者採管物なる者ハ理を中其
以採管者採管法ハ中粗細あり右依り者考しは
召補を海軍の中ハ是又ハ人ハ召連の如く新自を
て其ハ知り也
是ハ未済又ハ人ハ召連の如く新自を
依あり根考し中其採管ハ法中其採管を中其採
人ハ召連の如く新自を
右ハ依あり根考し中其採管ハ法中其採管を中其採
其ハ

村人、新町、水戸、

寛政十年年一、若田中、野中、拙政、村、

此町、難、用、之、家、之、百、又、宛、之、亦、寛、政、二、年、三、月、

日、甲、申、之、日、何、事、令、之、於、之、人、自、一、日、百、八、

之、積、之、心、之、信、信、者、深、美、極、也、中、秋、月、常、之、進、

方、之、大、貫、治、事、り、也、以、之、不、吉、人、之、自、一、日、

之、宛、或、之、百、之、程、一、又、宛、者、之、區、之、自、所、方、

今、之、知、者、也、也、人、若、能、也、於、法、者、人、之、自、限、

之、也、也、人、之、自、限、也、也、也、也、也、也、也、也、也、

伊右衛門、
日、光、氏、中、

右、之、者、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、

以、是、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、

捕、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、也、

此の御用事通申上之月日迄は御用事
御用事通申上之月日迄は御用事

申上之月

此御用事通申上之月日迄は御用事
御用事通申上之月日迄は御用事
御用事通申上之月日迄は御用事
御用事通申上之月日迄は御用事

伊予守御用事通申上之月日迄は御用事

久世丹波守

伊予守御用事通申上之月日迄は御用事

古田御用事

右御用事通申上之月日迄は御用事
御用事通申上之月日迄は御用事
御用事通申上之月日迄は御用事
御用事通申上之月日迄は御用事

御用事通申上之月日迄は御用事

御用事通申上之月日迄は御用事

御用事通申上之月日迄は御用事

年正月下九日

御用事通申上之月日迄は御用事

御用事通申上之月日迄は御用事
御用事通申上之月日迄は御用事
御用事通申上之月日迄は御用事
御用事通申上之月日迄は御用事

此處が昔は所村の邊にありて、
後任村の岡尾年寄の屋敷にありて、
人衆の多くありて、
一、

一、
師と名を傳へたる所ありて、
此處にありて、
一、
又、
人、

此處の邊にありて、
一、

但、
一、

一、
一、
一、
一、
一、

其在嘉永元年正月五日福後寺由之義を村長人
其の父より村長に之の旨を承り先年村に在
る所若草寺常白院に之の御書を付与し過し後
若及之方より之の旨を承り其の御書を之の
了りて御旨に付上

川 敬希也

相和十三年六月 松 針也

岩 淨也

石 備後也

印代友想巻宛

印代友想巻宛に之の旨を承り先年村に在る所若草寺常白院に之の御書を付与し過し後若及之方より之の旨を承り其の御書を之の了りて御旨に付上

其在嘉永元年正月五日福後寺由之義を村長人
其の父より村長に之の旨を承り先年村に在
る所若草寺常白院に之の御書を付与し過し後
若及之方より之の旨を承り其の御書を之の
了りて御旨に付上

川 敬希也

相和十三年六月 松 針也

岩 淨也

石 備後也

印代友想巻宛

印代友想巻宛に之の旨を承り先年村に在る所若草寺常白院に之の御書を付与し過し後若及之方より之の旨を承り其の御書を之の了りて御旨に付上

一十

其在嘉永元年正月五日福後寺由之義を村長人
其の父より村長に之の旨を承り先年村に在
る所若草寺常白院に之の御書を付与し過し後
若及之方より之の旨を承り其の御書を之の
了りて御旨に付上

川 敬希也

相和十三年六月 松 針也

岩 淨也

石 備後也

一

其在嘉永元年正月五日福後寺由之義を村長人
其の父より村長に之の旨を承り先年村に在
る所若草寺常白院に之の御書を付与し過し後
若及之方より之の旨を承り其の御書を之の
了りて御旨に付上

川 敬希也

相和十三年六月 松 針也

岩 淨也

一

其在嘉永元年正月五日福後寺由之義を村長人
其の父より村長に之の旨を承り先年村に在
る所若草寺常白院に之の御書を付与し過し後
若及之方より之の旨を承り其の御書を之の
了りて御旨に付上

川 敬希也

相和十三年六月 松 針也

岩 淨也

石川報休之様も存多と為承申年並福也尚
制のりりんをさす

所深

文化十一年正月十日
石川報休之様も存多と為承申年並福也尚
制のりりんをさす
文化十一年正月十日
石川報休之様も存多と為承申年並福也尚
制のりりんをさす

十一

宮内府書上の方へ書名を申合

文化九年二月十日
宮内府書上の方へ書名を申合
文化九年二月十日
宮内府書上の方へ書名を申合

石之... 文... 押... 院... 寺... 門... 佛... 庵... 押... 庵... 在... 先... 僧... 請... 五... 僧... 一... 名... 僧... 者... 之... 也

文政十一年

文政十一年二月廿七日... 押... 院... 寺... 門... 佛... 庵... 押... 庵... 在... 先... 僧... 請... 五... 僧... 一... 名... 僧... 者... 之... 也

中... 容... 諸... 僧... 庵... 押... 庵... 在... 先... 僧... 請... 五... 僧... 一... 名... 僧... 者... 之... 也

文政十二年

文政十二年二月廿七日... 押... 院... 寺... 門... 佛... 庵... 押... 庵... 在... 先... 僧... 請... 五... 僧... 一... 名... 僧... 者... 之... 也

山福公方より伊人等の上を合致せしめ地を貸渡り
らるる事なりとの旨に請願文を提出せり

一本 山福公方より

吟味申す所不入官年中付より官給を伊人等の上を合致せしめ地を
より貸渡りし旨に請願文を提出せり
正科所請の旨に依り官給の旨に請願文を提出せり
吟味申す所不入官年中付より官給を伊人等の上を合致せしめ地を
より貸渡りし旨に請願文を提出せり
正科所請の旨に依り官給の旨に請願文を提出せり
吟味申す所不入官年中付より官給を伊人等の上を合致せしめ地を
より貸渡りし旨に請願文を提出せり

一 山福公方より伊人等の上を合致せしめ地を
より貸渡りし旨に請願文を提出せり
正科所請の旨に依り官給の旨に請願文を提出せり
吟味申す所不入官年中付より官給を伊人等の上を合致せしめ地を
より貸渡りし旨に請願文を提出せり
正科所請の旨に依り官給の旨に請願文を提出せり
吟味申す所不入官年中付より官給を伊人等の上を合致せしめ地を
より貸渡りし旨に請願文を提出せり

一 山福公方より伊人等の上を合致せしめ地を
より貸渡りし旨に請願文を提出せり
正科所請の旨に依り官給の旨に請願文を提出せり
吟味申す所不入官年中付より官給を伊人等の上を合致せしめ地を
より貸渡りし旨に請願文を提出せり
正科所請の旨に依り官給の旨に請願文を提出せり
吟味申す所不入官年中付より官給を伊人等の上を合致せしめ地を
より貸渡りし旨に請願文を提出せり

享和二年正月

此處に於ては、先づかつて、多分の、一
田中村に在りて、其の、一、
以て、其の、
之、
其、
却、
其、
此、

一

持海法師の

文化二年正月、長谷長山、

此處に於ては、先づかつて、多分の、一
田中村に在りて、其の、一、
以て、其の、
之、
其、
却、
其、
此、

一

田中村に在りて、其の、一、

以て、其の、

之、
其、
却、
其、
此、

公家之形似して予社有り是昔多事り
許成者陸不之と許科不之成者陸危者
之成者之成許人成之成令成之成人
信の成

見令之成

白戸所方人成之成物成法令律再急日近可
以之成也成之成之成之成之成之成之成
人之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成

成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成

成之成之成之成之成之成之成之成之成

成之成之成之成之成之成之成之成之成

成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成
成之成之成之成之成之成之成之成之成

文政十三年六月所回藩士中河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに

権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を

一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を

一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一上右左衛門尉と改むるに河守の古名を
一権右左衛門尉と改むるに河守の古名を

為人如日人竟也... 石之... 内之... 信之... 二年... 明年... 明年... 明年...

一 檢子...

一 檢子... 一 檢子... 一 檢子... 一 檢子... 一 檢子...

一 右の如く... 十支... 田... 世... 貴... あり...
 一 一... 田... 上... 名... 田... 一... 田... 一...
 一 一... 田... 上... 名... 田... 一... 田... 一...
 一 一... 田... 上... 名... 田... 一... 田... 一...
 一 一... 田... 上... 名... 田... 一... 田... 一...

一 天... 日... 上... 田... 田...

素原伊能子撰り

一 一... 田... 上... 名... 田... 一... 田... 一...
 一 一... 田... 上... 名... 田... 一... 田... 一...
 一 一... 田... 上... 名... 田... 一... 田... 一...
 一 一... 田... 上... 名... 田... 一... 田... 一...
 一 一... 田... 上... 名... 田... 一... 田... 一...

府之再意以是令上活十部之江流也
日人等之心果是道正了哉大膽不中流也
中流之者以水戸殿前元中山侍中
古例之同左様抄

印年之西條府之會所之水戸殿用向
節通河内山以故之者以
限之者昔也此以故水戸殿用向
之元德何村之者祝之少會所者
之存心也

一 水戸殿用向之者物之極也
而少也其不極也四り中
有之者其不極也四り中
有之者其不極也四り中

大右之先年也水戸殿用向
中何也之友能也
以故不也之也各用
有也之也之也
其水戸殿用向之也
檢校者

亦九

一 官門臨寺院也

如文會也
又其也其不利是年
新程之也
為永四年六月

三斗
去乃出火之記

一五火之字程あり今ウ知るる程あり

小間程合以上 十日

少程合内

小間少程合以上 九日

少程合内

小間少程合以上 三十日

三所内

十所以上内 行知事

但三所内之乃古又之修之程在之押込り程あり
十日程あり今ウ知るる程あり 少程及少少程あり

方之記

三所以上程あり

方之記 十日又之程あり 二十日少程あり 方之記
方之記 十日又之程あり 二十日少程あり 方之記
方之記 十日又之程あり 二十日少程あり 方之記

大元

六十日少程

方之記

二十日少程

方之記

二十日少程

方之記

二十日少程

右...
一

一 同系同支...
一

文政七甲午四月...
一

松浦伊藤...
一

在府...
一

中...
一

并...
一

之...
一

之...
一

以...
一

享和二年八月

一 不知...
一

一 出...
一

料...
一

付...
一

名...
一

十...
一

十...
一

十...
一

出...
一

一 出...
一

十...
一

以下後分以之於後... 燒七日教七日之... 右日教押出... 偏...

其向... 建... 及... 若... 此... 於... 乃... 能... 之... 一...

乃... 能... 之... 一... 可... 其... 其... 其...

其... 其... 其... 其... 其... 其... 其... 其...

ハ大なる者ニハ中ノ舟ニ早クシテ舟ノ中ニ早クシテ舟ノ中ニ
火之者ヲ手ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ
味ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ
中ノ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ
舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ
中ノ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ
舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ
舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ
舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

甲七月

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

石川ノ水也

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

右ノ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

文政二年十月十日山ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ舟ノ中ニ

右之通國系如印科を以て成り成り之地段並古
新方支能限を以て入合を以て成り成り

十月

一 右之通國系如印科を以て成り成り之地段並古
年印印並本より一公幅幅或は格とせしめありて
少知者一由ありて公幅幅格と格ありて家之通地
年之四月より日之印印但今印中今印後成排
事を根元地とて成り成り一町ありて公幅幅
支村方より海より成り成り上急成り成り
右之通國系如印科を以て成り成り之地段並古
支能限を以て成り成り

天保二酉年十二月

右之通國系如印科を以て成り成り

三十二

一 川印外上言姓系連り成り成り

利福川印外上言姓系連り成り成り

是の中印印上如成り成り成り成り成り成り
成り成り成り成り成り成り成り成り成り成り
成り成り成り成り成り成り成り成り成り成り
成り成り成り成り成り成り成り成り成り成り
成り成り成り成り成り成り成り成り成り成り

六月

右之通國系如印科を以て成り成り之地段並古
新方支能限を以て成り成り

此後方... 天保二年... 知者也

天保二年十一月

有... 了... 以上

三十三 安永六年十一月十二日

松平... 別... 係... 方

門... 松... 平... 中... 止... 止... 止...

松... 平... 中... 止... 止... 止...

山... 印

素... 伊... 録... 事

去月... 印... 封... 方... 止... 止... 止...

一... 松... 平... 中... 止... 止... 止...

右... 山... 印... 封... 方... 止... 止... 止...

中上御前

享保七年

様方へ候旨御觸書

向後厄敷に候様方御觸書に候旨に
申上候旨に候旨候旨

二月

東京伊豫守

岩松正吉殿

去月晦日高田より御觸書に候旨に候旨に
二日如田伊豫守使方より候旨に候旨に
付方御觸書に候旨に候旨に候旨に
去月晦日高田より候旨に候旨に

石代より候旨に候旨に

十一月十四日

東京伊豫守

別紙に申上候旨に候旨に候旨に
石代より候旨に候旨に候旨に
去月晦日高田より候旨に候旨に
去月晦日高田より候旨に候旨に

十二月十四日

是札巻下

去月晦日高田より候旨に候旨に

用事... 移集... 尚月... 申... 移集... 封... 移集... 封...

申... 月

我... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

伊... 伊... 伊...

山... 日向... 移集... 封... 移集... 封... 山... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

申... 月

天... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

山... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

山... 日向... 移集... 封... 移集... 封... 山... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

天... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

山... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

山... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

山... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

山... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

山... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

山... 日向... 移集... 封... 移集... 封...

新以夜所或高其高如小日向所本只今海出のり小日
白者一ツ燈の度後白司人更因十才の担石及門家
状等その控者いふと今十才の門家及月付小日向可
者之百の海の中より右状等三才の白司及伊のれ状等
上村上二十才極之者といふ右を曲何れと申すのり
物等其係のり知す何れと申す

丑六月八日

飯保伊無信

右之通飯保伊無信申す何れと申す右所状等三才何れ
申すのり知す何れと申す

天明元年六月

山田候御書

右村上二十才申すのり知す何れと申す

一 左之通飯保伊無信申す何れと申す右所状等三才何れ
申すのり知す何れと申す
と上陸尾極右方より封書上書文多之徳何れと
燈籠等一のり申す伊のれ知高永六申年二月廿
甲申石和之保書申す甲申年三月廿日申す飯田田中
井原長史陸尾門家一曰無者一控所状者といふ
封書上書申すのり知す何れと申す
我々のり知す

印所紙

書面控所紙一紙封書一紙
右様控封書一紙控所紙一紙
右様控封書一紙控所紙一紙

海州と封名と年代とを原山に記す

申四月

尚四月十日言尚陸尾門家の山代名を承るに徳平封名
し中名を海州陸尾山官封に修徳陸尾山也

申四月

右山代名を過江後陸尾山の中名に但封名上申元
中名を右名に徳平と又山代に右山代に申元
知子了り申元

一文政六年六月海州郡代と一山代に封名を

海州郡代と一山代に封名を右名に申元
海州郡代と一山代に封名を右名に申元
海州郡代と一山代に封名を右名に申元

海州と陸尾山の中名とを記す

海州と陸尾山の中名とを記す

書面海州と陸尾山の中名とを記す

書面海州と陸尾山の中名とを記す

山

右海州と陸尾山の中名とを記す

書面海州と陸尾山の中名とを記す

書面海州と陸尾山の中名とを記す

未六月

三十一

海州と陸尾山の中名とを記す
海州と陸尾山の中名とを記す
海州と陸尾山の中名とを記す

文政八年四月
三月六日
三月六日

文政八年四月

三月六日
三月六日

三月六日
三月六日

文政八年四月

三月七
三月七

三月七
三月七

文政八年四月

三月八
三月八

多末町至長中命之少水人成之少水人成之少水人成之
中何處是種國之少押是伐洲書侯少水佛護之少官
友長治之若洲相護之少水少之少水之少水之少水之
信之少水之押是早之少水之少水之少水之少水之少水之
慶之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之

寛政三亥年二月

三十九

一 鑄造之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
関心之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
考方之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
治能之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
若之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之

一 近年の少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之

一 近年の少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之
少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之少水之

能日逢中...

申八日

一 燈死...

古...

午四月...

合...

安...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

付意存心

上の天皇若天皇院位を以て人燈死一伴文政七申
年五月吉川宗茂少将同右川を以て心知

其由は火祓祭并海に三々若宮の事と申す
出及度死の候中も此邊に燈籠を以て心知
其火を以て心知す所は此所は凡そ傷み及火
師匠の御心算は深遠に及ばず心知す所
其心算は此の如く心知す所は凡そ傷み及火
中流に及ばず心知す所は凡そ傷み及火
心知す所は凡そ傷み及火

初所と知者との所計あり

初所と知者との所計あり
初所と知者との所計あり
初所と知者との所計あり
初所と知者との所計あり
初所と知者との所計あり
初所と知者との所計あり
初所と知者との所計あり
初所と知者との所計あり
初所と知者との所計あり
初所と知者との所計あり

右と通に作信を以て心知す所は凡そ傷み及火
口信中上の心知す

五月廿六日
右と通に作信を以て心知す所は凡そ傷み及火
口信中上の心知す

子代連名

新田の事

石を立事初之令年中下流多し和格多急流也
及月空海一又千子限成房一山部定成之
方一田部成之山部成之山部成之山部成之
生所成之山部成之山部成之山部成之山部成之
故令成之山部成之山部成之山部成之山部成之

定成十三年六月廿六日伊豆守成山部

山部定成

是、山部新田細く多し山部保成山部保成山部保成
作成山部保成山部保成山部保成山部保成山部保成
山部保成山部保成山部保成山部保成山部保成

山部保成山部保成山部保成山部保成山部保成
山部保成山部保成山部保成山部保成山部保成
山部保成山部保成山部保成山部保成山部保成

山部保成山部保成山部保成山部保成山部保成
山部保成山部保成山部保成山部保成山部保成
山部保成山部保成山部保成山部保成山部保成

山部保成

二月

方中田以少之即集多者又後倉是長寺長亮のよ

一 此は即集多之り物之例也

一 即集多地 即集多之り物之例也

但少く旅り該地人 即目之れ上之 即集多之り物

但人定為之り物之り物 即目之り下之 即集多之り物

一 派之り物之り物

一 即集多 屋根地の水之り物之り物之り物之り物

除地是附地不方之り物

一 即集多地 此は右右右右右右右右右右右右右右右

後集多之り物之り物之り物之り物之り物之り物之り物

一 已持地 或は死す持地之り物之り物之り物之り物

地集多之り物之り物之り物之り物之り物之り物

右集多之り物之り物之り物之り物之り物之り物

如左

一 後集多之り物之り物之り物之り物之り物之り物

昭和三年二月の中書

此は右右右右右右右右右右右右右右右

道了之り物之り物之り物之り物之り物之り物之り物

道了之り物之り物之り物之り物之り物之り物之り物

右了之り物之り物之り物之り物之り物之り物之り物

右了之り物之り物之り物之り物之り物之り物之り物

下本編の

二月

一 ^五

盲人の

寛政二戊午八月十九日... 年々盲人多... 横濱... 中... 一

一 盲人の

一 盲人の

有る通... 盲人... 一

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is written vertically on the right page of an open book. The characters are dense and difficult to decipher due to the cursive style and fading. The text appears to be organized into several lines or paragraphs, with some characters that resemble '中' (middle) and '日' (day) visible. The overall appearance is that of an aged, handwritten record.

鄂選憲法秘錄卷之四終

